

「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続」に関する意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備・充実が求められます。

しかしながら本市においては、県道及び市道の整備は、まだまだ遅れている状況であり、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務となっていることに加え、通学路の安全対策や既存道路インフラの老朽化対策など、新たな課題にも直面しています。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、いわゆる道路財特法の規定による補助率の嵩上げ措置が平成29年度末で切れ、平成30年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることになります。

つきましては、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう、さらなる拡充等の措置を講ずることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月27日

岐阜県羽島市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣